

2016年12月29日

**件名：エイプリル社の持続可能な森林管理方針第 2.0 (SFMP2.0) の実施に関する、KPMG 社による監査報告書の発行について**

エイプリル社の持続可能な森林管理方針第 2.0 (SFMP2.0) の実施における進捗状況を KPMG Performance Registrar 社 (KPMG PRI) がまとめた第三者監査報告書が先日完成致しました。エイプリル社の第三者ステークホルダー諮問委員会 (SAC) 委員長としてその要約版と完全版とを提出致します。

SAC は KPMG 社に対し、2016 年の徹底した監査の実施、およびエイプリル社の SFMP2.0 におけるパフォーマンスの評価をステークホルダーが行う際の客観的基盤となるような報告書の作成を委託しました。SAC の全メンバーは、監査および報告書を精査した上で、本報告書の委託事項に合意しました。そして、その結果のレビューを既に行いました。

ご存知のように、エイプリル社は 2015 年 6 月 3 日に SFMP2.0 を発表し、エイプリル社及びそのサプライヤーの操業に適用される誓約を明記しています。

これらの誓約には、混合広葉樹からの収穫の停止、非森林地のみ開発、最適な森林保全を実現するための景観アプローチの実施、第三者泥炭専門家ワーキンググループ (IPEWG) の設立、そして、地元コミュニティと関わるための様々なプロセスの導入などが含まれています。

KPMG 社の報告書は、エイプリル社の SFMP2.0 について、導入 1 年目から 2016 年 6 月 30 日までの同社の進捗状況を第三者が評価し検証するものです。KPMG 社は 2016 年 12 月に本報告書を SAC に提出しました。

この監査を実施し報告書を作成する中で、KPMG 社は、エイプリル社の各操業現場への訪問、同社の報告の方法とデータの見直し、サプライヤーのコンセンションの視察、主要ステークホルダーとの面接、SAC との継続的なコミュニケーションを実施しました。

例として報告書に記載の報告結果を幾つか下記に挙げます。

1. 森林地域の新たな開発の一時停止は概して、サプライヤーによる法律や規則等における軽微な不適合があったと指摘された。
2. 工場は 2015 年 12 月末までに混合広葉樹のすべての使用を徐々に廃止し、この間、新たなライセンスは取得されなかった。
3. 現在、およそ 421,000 ヘクタールのエリアで保護および生態系回復が行われており、そのうちおよそ 90%は「森林」と分類される。
4. エイプリル社はカンパール半島とパダン島の 2 箇所で景観レベルの計画を開始している。
5. 現地調査中に観察された泥炭地の開発はすべて、IPEWG による提言に従って行われていた。
6. エイプリル社は、国際森林製紙団体協議会（ICFPA）及び空気・蒸気振興評議会（NCASI）が開発し、すでに定着している方法に従って、同社の工場敷地で適用する温室効果ガス排出量データを決めており、今後の改善事項の測定で使えるようにパルプ及び紙の製造における温室効果ガス濃度の基準値を設定していた。
7. エイプリル社が実施または支援している社会インフラプロジェクトの金銭的価値はおおよそ 308,000 ドルであった。奨学金を提供したのは 288 人、期間中に RAPP 社が契約した中小企業（SME）は 172 社、期間中になされたステークホルダーとの会議及び関連誓約は 1,000 件以上（エイプリル社の推定）で、そのうち実現したものや現時点で進行中のものは 286 件。
8. 新たに先住民や農村コミュニティと同意書を交わす必要が生じるような新たな開発は行われなかった。2016 年に実現した主な誓約は、苦情に対処するための最新の標準業務手順（苦情解決システム）の策定だった。
9. エイプリル社とその長期サプライヤーは、期間中にコンセッション内で発生した第三者が火元となった火災を 273 件特定した。しかし、損失は全体としておよそ 756

ヘクタールのみで、これは 2015 年にインドネシア国内で火災によって失われた森林が 260 万ヘクタールであったことを考えると注目に値する。

10. エイプリル社は、2015 年および 2016 年に、公的にアクセスが可能な持続可能性ポータルサイトをオープンした。現在このポータルサイトには、サプライヤーのリスト、コンセッションの地図、高保護価値（HCV）エリアの情報などが記載されている。

重要なのは、本報告書において、報告期間中に SFMP2.0 の要件実施に際し不適合であったケースが 3 件特定されたことです。そのうち 2 件はすでに対処済みで、データ収集方法や、SFMP2.0 のそれ以外の側面の提示及び実施など、28 の改善の機会も特定されました。

この第三者報告書は今後毎年作成され、これら 1 年目の結果はその次の年の目標を設定し、不適合事項を生じるリスクを最小限に抑え、その改善に取り組む上での基準となります。

SAC は引き続き、エイプリル社の誓約の実現と第三者評価の実施について監視するとともに、綿密な調査を実施していきます。

本報告書に対するご質問やコメントがあれば、是非お問い合わせください。  
宜しく願いいたします。

ステークホルダー諮問委員会 (SAC)

委員長

ジョセフ C. ローソン